

中労委、平2不再40、平3.11.6

決 定 書

中労委平成2年（不再）第31号事件  
再審査申立人 進学ゼミナール予備校 こと  
中労委平成2年（不再）第32号事件 Y  
再審査被申立人

中労委平成2年（不再）第31号事件  
再審査被申立人  
中労委平成2年（不再）第32号事件 X  
再審査申立人

主 文

本件初審命令を取り消し、中労委平成2年（不再）第31号事件再審査被申立人、同年（不再）第32号事件再審査申立人Xの救済申立てを却下する。

理 由

本件について、中労委平成2年（不再）第31号事件再審査被申立人、同年（不再）第32号事件再審査申立人Xから当委員会に対し、平成3年10月16日付けをもって、本件救済申立てを維持する意思を放棄する旨の上申書が提出された。

よって、当委員会は、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項により準用される第34条第1項第7号及び同条第4項の規定に基づき主文のとおり決定する。

平成3年11月6日

中央労働委員会

会長 石川吉右衛門 ㊟